



特 別 講 演

徳山周辺を中心見た

部 落 の 歷 史

前山口文書館研究員 布引敏雄

同和問題の解決は国民的課題として、早急に解決される必要があり、歴史を学び愛する者としても、歴史研究というわざを生かして、問題解決に寄与することが要請されていると思う。

二

徳山地方における関係事項の初見は、徳山藩の『元和打渡牒』中に見えるもので、皮屋が田畠・屋敷を所有し、その穂ノ木名として「かわはりは」（皮張場）とある。これより推して、皮屋は皮剥・皮なめしを業としたものであろう。

皮屋は山口の例などから考えれば、後にえたとされる人々

の前身である。山口では、皮屋は慶長九年（一六〇四）に、垣内とよばれるところの垣根で周囲から隔離された集落に居住することを強制されているが、徳山でもおそらくは同様であつたろう。寛文元年（一六六一）に長州藩で穢多の語が初見するが、これは皮屋を差別体制強化の過程の中で、被差別身分として固定化することが終了したことを示すだろう。

三

被差別身分とされた人々に對しては、實に苛酷な差別が容赦なく加えられた。時を経るにしたがい差別が差別を生み、差別は深化拡大していく。封建制度が崩壊の傾向を強めると共に、その傾向も強まつた。

天保年間、被差別身分の人々に對する差別意識が引き鉄と

なって長州藩内に大一揆が起る。天保二年（一八三二）九月、徳山領内では百姓らが二三百人蜂起し、被差別部落を襲撃し、家を破壊し家財道具を焼却した。百姓らの怒りは、本来、武士階級へ向けられる筈のものであったが、百姓らの意識は奇妙に屈折し、経済的上昇を遂げつつある被差別部落の人々へも向けられたのである。

一揆の要求の一つに、被差別身分の人々が農業をしない様に禁止を求めるものがある。その背景には、天保一五年（一八四四）、徳山藩内に於いて田畠を百姓名儀で買得する被差別身分の人々がおり、藩はこれらの人々の田畠所有を禁止する旨を令達するといつた事態があった。被差別身分の人々は、何とかして当時の主要な産業である農業を行ない、被差別の苦しい生活より脱しようと日常不斷に苦しい努力を続けていたのである。そのことが、また、藩の差別意識の植え付け策とともに、百姓らの怒りの原因となっていたことに悲劇的原因があった。封建制度の恐ろしい仕組みに慄然とせざるえない。

四

苛酷な差別の中で被差別身分に置かれた人々は、只々忍従の日を送っていたわけではない。何とかして人間としての生

き方を求めて、苦しめ、闘っていた。水平社宣言にある様に、まさに「なお誇り得る人間の血は涸れずにあつた」のである。

寛政六年（一七九四）、遠石祭の時、祭の警固に従事する被差別部落の人々の、従来よりの権利であった芝居固屋見物について、その見物席に仕切りを設けることが行なわれた。これに對して、仕切りを設けない様にと被差別部落の人々から抗議が行なわれたが、藩役人の返答は、気に入らないのならば祭礼警固の出張にも及ばず、という非道なものであった。ここでは差別強化の事態に対し、被差別身分の人々が一致団結して、その不当を抗議したという事実に注目しておきたい。

さらに經濟的にも被差別部落の人々は、皮革業・牛馬骨の交易、および農業への進出等によって、大いに力を伸ばしていた。幕末には、温泉への入浴や、祭の時に幟・提灯を数多く立てる等、また、医術を業とする者等、身分の差を越えた行動をする者も現われ、身分の障壁が崩壊してゆく様子が見える。

こうした被差別部落の人々の實力は、幕末政治情勢の下では無視できないものとなり、萩藩では兵力不足を補うために被差別身分の人々を兵士に取立てることが行なわれ、これに参加した人々は「穢多之名目被差除」たのである。「解放令」

の先駆的なものと考えたいところである。

見える。（徳山藩元和打渡牒）

徳山藩でも、文久三年（一八六三）、藩内の全被差別身分の者に對して、異変の事態や敵間者の潜入などの際は、御用に立つ様に心がけよと下令している。徳山藩では特別の部隊を編成することは無かつたものの、やはり、彼等の力の結集が計られている。彼等の解放への不斷の嘗みが、彼等の力を無視しえない程にまでなっていたことの結果が、これである。

編 著 注

昭和五五年六月八日、第三回総会における特別講演をもとに執筆していただいたものです。

関 係 年 表

慶長十五年（一六一〇）

慶長十二～十五年にかけて、防長二州の検地行なわる。

元和三年に徳山藩が分知される際に、慶長十五年検地と殆ど同内容の土地台帳を作製す。その中に、徳山領T₁村などに皮屋が田・畠・屋敷を所持する年貢負担者として記載されている。また「かわはりは」（皮張場）という穂ノ木名も

享保十八年（一七三三）

1・10 徳山領内に飢人多数につき、徳山水無川原に二問梁に朽行一〇間の小屋を掛け、一日一度人別三合九才宛粥を飢人に給する。小屋内にて死亡の飢人あれば、えたにこれを掘埋させる。（徳山藩御藏本日記）

1・27 粥の支給は、他領の者へは禁ず。徳山領の飢人は非人札を所持させる。（徳山藩御藏本日記）

2 月（徳山藩史では正月）飢餓のため徳山藩四ヶ所のえたへ対し、男女ならで一八〇人に一人別米一升ずつを支給する。（徳山毛利氏記録類纂・徳山藩御藏本日記・徳山藩史）

是 年 前年より今年にかけて、萩藩内に捨子多く、えた・非人の間へ遣わされる。（当用諸記録提要）

徳山藩領内にて、非人行倒れ多数。男女合九六人。（徳山藩史）

延享二年（一七四五）

2 月 都濃宰判F₁村のえた、牛三足を毒殺に付き、牢舎獄中にて病死につき、死首獄門。（当用諸記録提要・御仕

置部分頭書)

9月 都濃郡えた文内、平人に紛れて当島宰判₁P村に居住し、平人と結婚した廉で、牢舎。(御仕置部分頭書)

延享四年(一七四七)

3月 都濃宰判F₂村えた弥右衛門と三郎右衛門、大坂で借銀の掛け合いがあつて、大坂に登り決着をつける。しかし、えたの身分として平人に紛れたに付き、牢舎。(御仕置部分頭書)

宝暦四年(一七五四)

3・11 德山領遠石神社祭市に警固として出張している都濃宰判F₂村のえたに対し、以下を申し渡す。一、近年は警固銭を余分に取つてゐるが、以前のように改めること。一、かつき売りの品からは警固銭を余分に取る上に、売物の品を押取るなどの行いをやめること。一、警固のえたの妻子が芝居見物に来て我儘の振舞がある。その上に、他のえた妻子も芝居見物に来ているが、これは禁止する。(遠石祭市覚)

(市覚)

宝暦七年(一七五九)

4・6 遠石祭市にて、えたが出店に對して間別八拾文を取つていたのを銀壱匁に改め、少々の物は芝銭を取らないこと、及びえたの妻子は前々が通り芝居へ入れないこと、を定める。(遠石祭市覚)

安永三年(一七七四)九月

熊毛宰判E₃村・E₄村、都濃宰判F₁・F₂・F₃村のえた十四名を遠島に処す。(御仕置部分頭書)

10月 熊毛宰判E₃村・E₄村、都濃宰判F₃村、上関宰判D₁村のえた・百姓ら、牛事の懸り相が有るとして、究明せらる。(常御仕置帳)

安永四年(一七七五)

3月 熊毛宰判E₃村・E₄村、都濃宰判F₃村等のえたが、牛を殺害した事件に關して、高森目代惣右衛門、下小周防庄屋守田源助、高森庄屋吉木七右衛門を閉戸。E₃村えた年寄善左衛門は御咎。(常御仕置帳頭書・常御仕置帳)

天明四年(一七八四)

9月 山口宰判I₁村えた吉左衛門・同勝次郎、都濃宰判

F₂村えた五郎左衛門、平人と交際した廉で、遠島。（御仕置部分頭書）

寛政五年（一七九三）

1月より4月まで 德山藩では前年秋不作により飢人多人數。地町の者二三、一三七人、領内えた一二九人に對し、

初回は御救米として米五合麦八合、二度目麦一升宛、三度

目同断、四度目・五度目雑米・麦取交ぜ一升宛を下給する。

（徳山藩史）

寛政六年（一七九四）

9月 德山領遠石の祭礼に、以前より都濃宰判F₂村のえたが祭市に出張して警固に當っていたが、芝居にてえたの

居所に仕切をつけたために、えたの方から以前同様に仕切りをしないように申出たところ、役人方より氣に入らなければ出張に不及と令したため、えたら引下がる。（当用諸記録提要）

（常御仕置帳）

11月 都濃郡F₂村皮多五郎左衛門、大坂より借銀し、度々訴えられるに付き、閉戸他国出行差留。（御仕置部分頭書・常御仕置帳）

寛政九年（一七九七）

7月 德山藩T₁村えた鶴屋治兵衛、大坂役人村の八幡屋忠兵衛らに対し、皮類差登の約定をなし現銀をうけとるも、皮類を差送らずに付き、大坂町奉行所に訴えらる。右につき、古市浦船頭本田ら取調べをうく。（寛之穀多皮類売払掛り合）

文化元年（一八〇四）

10月 都濃宰判F₂村のえた二名、頭の命令を聞かず手錠を破り自宅に楯籠り、捕手の者と剣戟に及び五人に手疵を負わせる。一名は逮捕後に磔。一名は死亡。右二名の妻・妹・母らも牢舎。（御仕置部分頭書）

文政八年（一八二五）

都濃郡F₄村百姓儀右衛門の訴えに關係ありとして、同郡内えた平蔵その他、百姓・馬喰ら秋客屋会所まで連行を命ず。（常御仕置帳）

德山藩T₁村えた善左衛門ら、文化七年以來冥加として牛皮三枚を上納してきたが、近年皮が高値のため代錢二百目あての上納を願出、許される。（徳山藩大令録）

文政十一年（一八二八）

3・20 徳山藩内えた人数四二九人、内男二二六人・女二〇三人。長吏頭善左衛門より上申。（御領内穢多人數付）

天保元年（一八三〇）

7月 萩町人河村亀松は、徳山領T₂村にて宮番とつき合い、博奕を行なうにつき、御咎。（常御仕置帳頭書）

天保二年（一八三一）

9・2 徳山藩夜市村百姓ら二三百人蜂起し、福川町米穀商へ押しかけ打ち毀す。近郷の百姓らも騒動に加わり多数の商家を打ち毀す。その間に、えた村へ押し寄せた群衆は、えたらが青田の節に牛皮を運んだとの理由で、家を残らず破壊し、家財諸道具を一所に集めて焼却する。（夜市福川百姓騒動一件記）

安政三年（一八五六）

12月 都濃郡F₅村にて、えた永左衛門と同友介が喧嘩。永左衛門が友介を疵付るに付き、牢舎。その他関係数名を閉戸等に処す。（御仕置帳部分頭書）

安政四年（一八五七）

9・4 徳山藩一揆の際、家を焼かれたえたらに対して、御恵米十俵および竹木少々を下さる。また、えたらに対し仕返しをしないように諭す。（夜市福川百姓騒動一件記）

弘化元年（一八四四）

10・6 徳山藩内では、えたの田地所有は禁止されているにも拘らず、麦むき百姓名義で田地を買得する者がいるので、これを禁ず。（徳山藩大令録）

12・16 徳山藩内では、えたの田地所有は禁止されているにも拘らず、麦むき百姓名義で田地を買得する者がいるので、これを禁ず。（徳山藩大令録）

都濃郡F₃村の薩州間屋山田屋三左衛門、嘉永六年以來許可されてきた萩町人坂倉屋伝右衛門、梅田屋多十郎、三田

尻宰判の起田屋長五郎らが廉価で牛馬骨を仕入れているため、えた共が難波しているとして、自らの牛馬骨園中一手

販売の許可を求める。（薩州御交易記録）

（仕置帳頭書）

文久二年（一八六二）

安政五年（一八五八）

都濃宰判F₂村えた十次郎、山代宰判阿賀村にて目明しに乱暴、その上諸所にて平人に紛れて止宿。また、小間物商売をするにつき、牢舎。（御仕置帳部分頭書）

安政六年（一八五九）四月

都濃郡えた直吉その外、科人十次郎を取逃すにつき、御咎。（常御仕置帳頭書）

文久元年（一八六一）

熊毛郡E₁村の薩摩問屋布野屋直吉・正月屋虎吉・網屋喜左衛門、都濃郡F₃村の山田屋三右衛門らは、藩内牛馬骨取集方に任せられた松屋庄兵衛・米田屋甚助両人の牛馬骨取集めを妨害したため、兩人より産物方に訴え出る。（薩州御交易記録）

都濃宰判F₂村大黒屋源吉・三田尻宰判H₄村起田屋長五郎、藩内牛馬皮の一手買集方に任じて欲しいと願い出る。（薩州御交易記録）

都濃郡えた仁三郎、平人に紛れ、なお、盜みも働くにつき、牢舎。（牢島御仕置帳頭書）

10月 都濃郡出生の茶筌磯吉その外、諸所において盜みをし、数度地下御蔵米を盗み取るにつき、牢舎。（牢島御

（文久三年（一八六三）

2月 当鳴宰判P₂村えた頭椿権左衛門、小頭周吉・八五郎、都濃宰判F₁村平兵衛、熊毛宰判E₃村長助より、藩内皮革の一手買集方を願い出る。（薩州御交易記録）

4月 大島郡茶筌初五郎、帰島肆しの後、家戻。（牢島御仕置帳頭書）

牛馬骨買集人松屋庄兵衛・野坂屋小三郎、牛馬骨を都濃宰判F₃村まで積出し、下関まで廻送しようとしたところ、同村の薩州問屋山田屋三左衛門、川崎屋勘吉、川堀の磯屋、上荷頭万速屋および同村えた権威が、口銭を要求して牛馬骨の船積廻送を妨害。松屋・野坂屋、口銭を支払う。（薩州御交易記録）

9・28 徳山藩内のえたに対し、牛皮鹿皮等の革類を防長

両国外へ売捌くのを禁す。 (徳山藩大令録)

10・8 徳山藩内のえたに對して、商人舎にての商売、温泉

泉への入浴、祭の時のぼり、提灯を数多くたてるなど、平

人に馴合、平人に紛れる行為があるので、これを禁ずる。

(徳山藩大令録)

徳山藩内の地町中へ対し、えたと馴合つて売買すること、

えた医者の治療をうけること等が、えたが平人と馴合、平
人に紛れる原因となるとして、これを禁ずる。 (徳山藩大

令録)

10・13 徳山藩において、時勢につき常々身持を堅固に各

自分の芸術に精を出し、万一異変の節には徵用に応すべしこ

とを、えた中に令す。 (徳山藩大令録)

慶應元年（一八六五）

12・15 徳山藩T₁村で文久二年に火災があり、そのためえ

たの者が未だに小屋掛もできず難儀しているにつき、金百
両の貸下げを藩に願出たところ、銀一貫目を与え下す。

(徳山藩大令録)

都濃郡F₂村えた甚蔵、盜みの疑いで牢舎。 (同前)
7月 都濃郡F₂村えた万次郎その外、盜みの疑いにより、
牢舎。 (同前)